



詳しくはコチラ

12月13日(日)は、 茨城県議会議員一般選挙の 投票日です

投票時間 午前7時～午後6時

投票できる方

神栖市に住所があり、2008年12月14日以前に生まれた方(2026年9月3日までに転入の届け出を済ませた方)

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票に行けない方は期日前投票をご利用ください。

期日前投票所	期間	時間
神栖市役所 本庁舎2階 201会議室	12月5日(土)～12日(土)	午前8時30分～午後8時
波崎総合支所2階		
若松公民館	12月5日(土)～7日(月)	午前9時～午後5時
かみす防災アリーナ	12月5日(土)～6日(日)	午前10時～午後6時

※期日前投票は、お住まいの地区にかかわらず、どの期日前投票所でも投票できますが、投票日当日は、入場整理券に記載された投票所での投票となります

投票所入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに封書で郵送されます。入場整理券が届いていない方や紛失した方も投票できますので、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができるものを投票所に持参し、受付に申し出てください。

※期日前投票をする際は、入場整理券の裏面にある「宣誓書」に、あらかじめ投票する日付、氏名、生年月日、住所を記入しておく、スムーズに受け付けができます

選挙公報

選挙公報は、投票日の前々日までに新聞折り込みでお届けするほか、コンビニなどにも配置します。

投票所の変更

次の投票区については、投票所を変更します。

投票所	変更前	変更後
第20投票区	居切公民館	深芝小学校体育館 (投票区の統合のため)

不在者投票

投票所に行くことができない場合でも、次に該当する方は、不在者投票をすることができます。手続きに日数を要するため、早めにお手続きください。

◇入院中などの方

都道府県が指定した病院、介護福祉施設などに入院(入所)中の方は、その施設で不在者投票ができます。施設に申し出てください。

◇出張・旅行などで市外にいる方

滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができません。市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書兼請求書」を郵送してください(電子メール、FAXでの提出不可)。マイナンバーカードを利用したオンライン請求もできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◇在宅療養中などで郵便投票を希望する方

身体障害者手帳や介護保険の被保険者証などをもち、一定の要件に該当する方は、郵便などにより不在者投票ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、12月9日(水)までに投票用紙などを請求してください。詳しくはお問い合わせください。

本号は10月23日現在の情報に基づき編集しています
最新情報は各ページの問合先や市ホームページでご確認ください
広報紙に掲載している会社名、商品名、サービス名は各社の商標または登録商標です

編集/発行

神栖市企画部 広報戦略課
〒314-0192 茨城県神栖市溝口469-1-5
https://www.city.kamisuibaraki.jp/

市公式LINEは
コチラ

